

議案第 1 3 5 号

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛驒市美術館の企画展入館料を定めることに伴う改正

## 飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2 2 公の施設の入館料の表を次のように改める。

### 2 公の施設の入館料

公の施設の名称	区分		入館料		備考
飛驒みやがわ考古 民俗館	個人	大人	300円	1 小人は、 小・中学生と する。 2 身体障が い者は、20% 割引とする。 ただし、その 額に10円未 満の端数が 生じたとき は、その端数 を切り捨て て得た額と する。	
		小人	150円		
	団体（20人以上）	大人	240円		
		小人	120円		
高原郷土館	個人	大人	460円	1 身体障が い者は、20% 割引とする。 ただし、その 額に10円未 満の端数が 生じたとき は、その端数 を切り捨て て得た額と する。	
		小人	250円		
	団体（20人以上）	大人	410円		
		小人	200円		
史跡江馬氏館跡公 園会所・庭園	個人	大人	200円	1 身体障が い者は、20% 割引とする。 ただし、その 額に10円未 満の端数が 生じたとき は、その端数 を切り捨て て得た額と する。	
		小人	100円		
	団体（20人以上）	大人	160円		
		小人	80円		
飛驒市美術館	常設展	個人	大人	200円	1 身体障が い者は、20% 割引とする。 ただし、その
			高校生以下	無料	
	団体 （20人	大人	160円		
		高校生以下	無料		

		以上)			
	企画展		1,000円の範囲内でその都度市長が定める額		額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案					
本則・附則・別表第1・別表第2 1 公の施設の使用料 略				本則・附則・別表第1・別表第2 1 公の施設の使用料 略					
2 公の施設の入館料				2 公の施設の入館料					
公の施設の名 称	区分	入館料		備考	公の施設の名 称	区分	入館料		備考
飛騨みやがわ 考古民俗館	個人	大人	300円	<u>1 開館時間は 午前9時から 午後5時まで とする。</u> <u>2 小人は、 小・中学生と する。</u> <u>3 身体障害者 は、20%割引 とする。ただ し、その額に 10円未満の端 数が生じたと きは、その端 数を切り捨て て得た額とす る。</u>	飛騨みやがわ 考古民俗館	個人	大人	300円	<hr/> <hr/> <hr/> <u>1 小人は、 小・中学生と する。</u> <u>2 身体障がい 者は、20%割 引とする。た だし、その額 に10円未満の 端数が生じた ときは、その 端数を切り捨 てて得た額と する。</u>
		小人	150円				小人	150円	
	団体（20人以 上）	大人	240円			団体（20人以 上）	大人	240円	
		小人	120円				小人	120円	
高原郷土館	個人	大人	460円	<hr/> <hr/> <hr/> <u>1 小人は、 小・中学生と する。</u> <u>2 身体障がい 者は、20%割 引とする。た だし、その額 に10円未満の 端数が生じた ときは、その 端数を切り捨 てて得た額と する。</u>	高原郷土館	個人	大人	460円	
		小人	250円				小人	250円	
	団体（20人以 上）	大人	410円			団体（20人以 上）	大人	410円	
		小人	200円				小人	200円	
史跡江馬氏館 跡公園会所・ 庭園	個人	大人	200円	史跡江馬氏館 跡公園会所・ 庭園	個人	大人	200円		
		小人	100円			小人	100円		

資 料

飛驒市美術館	団体 (20人以上)	大人	160円	<u>1 開館時間は午前9時から午後5時までとする。</u> <u>2 身体障害者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。</u>
		小人	80円	
	個人	大人	200円	
		高校生以下	無料	
	団体 (20人以上)	大人	160円	
		高校生以下	無料	

以下 略

飛驒市美術館	団体 (20人以上)		大人	160円	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <u>1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。</u>
			小人	80円	
	常設展	個人	大人	200円	
			高校生以下	無料	
		団体 (20人以上)	大人	160円	
			高校生以下	無料	
企画展		1,000円の範囲内でその都度市長が定める額			

以下 略

## 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

飛騨市美術館の企画展入館料を定めることに伴う改正

### 2 改正の内容

- (1) 飛騨市美術館入館料を常設展と企画展に分け、企画展入館料はその都度定めることとするもの。
- (2) 公の施設の入館料の表の備考欄の開館時間の表記が二重記載であったため、整理するもの。

### 3 施行日 平成29年1月1日